

協議第20号

条例、規則の取扱いについて

条例、規則の取扱いについて提出する。

平成16年3月3日

矢部・清和・蘇陽合併協議会会長 甲斐利幸

条例、規則の取扱いについて(合併協定項目番号:16)

条例・規則等については、合併協議会で協議された各種事務事業等の調整・確認内容に基づき、「矢部町・清和村・蘇陽町の合併に関する条例、規則等の調整方針」に従って調整するものとする。

平成16年3月3日確認

矢部町・清和村・蘇陽町の合併に関する条例、規則等の調整方針

矢部町、清和村、蘇陽町による新設合併が行われる場合、3町村は合併によって消滅するため、3町村の条例、規則等も失効することとなる。よって、新町において新たに条例規則等を制定し、施行する必要がある。

そこで、新町の設置に伴う条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議された各種事務事業等の調整・確認内容に基づき、以下の区分により調整するものとする。

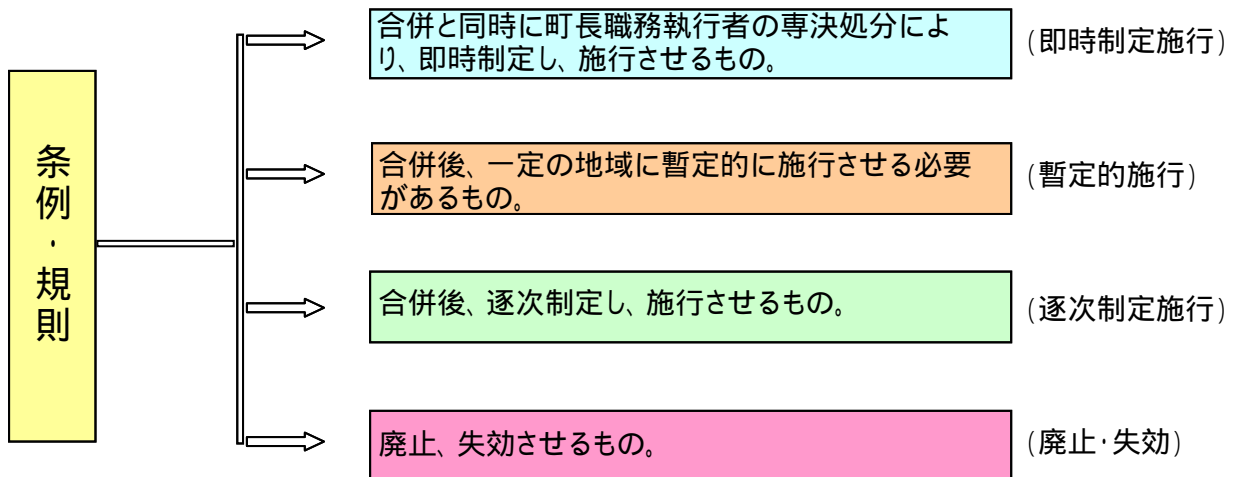
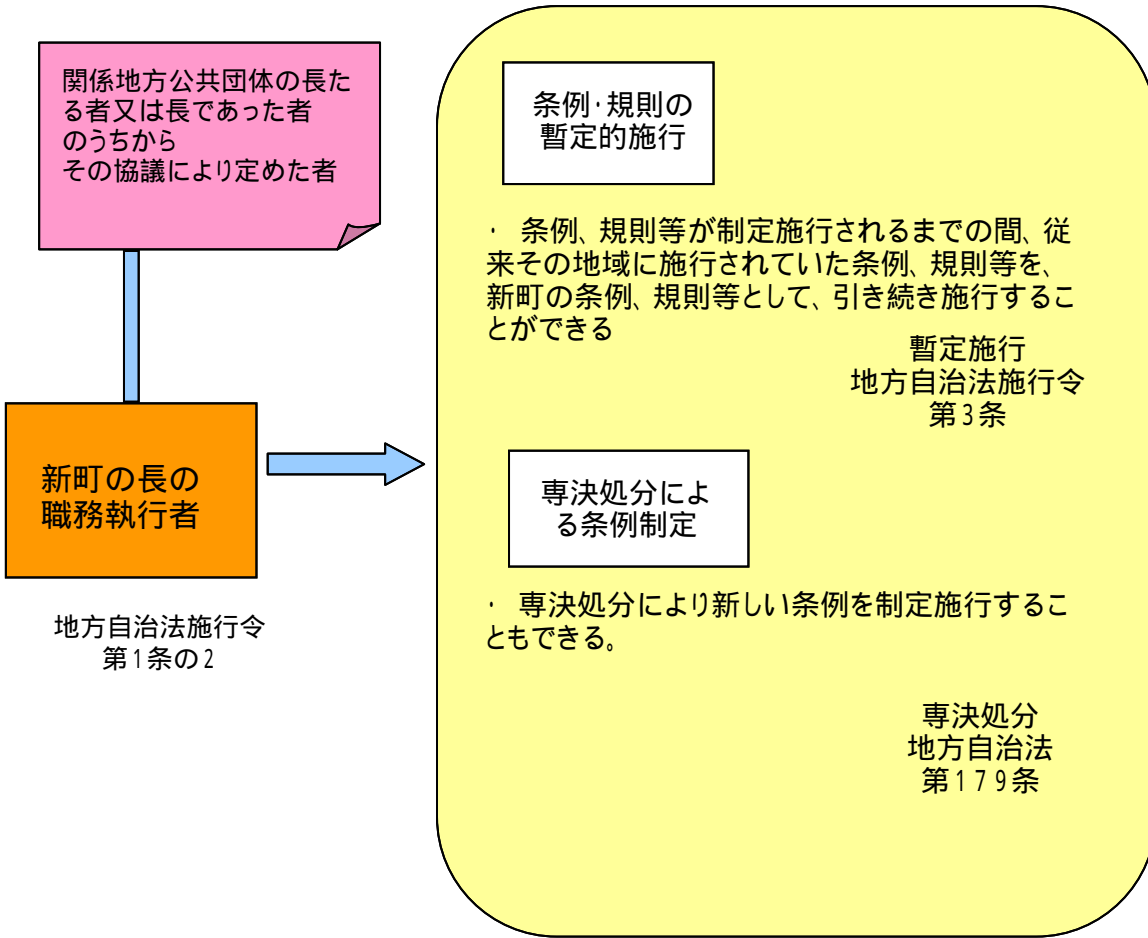
施行の方法による区分

- 1 合併と同時に新町職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行する必要があるもの
 - (1) 条例
制定権者（町長職務執行者）の専決処分により制定し、施行する
（地方自治法第179条第1項）
 - (2) 規則、要綱、その他
制定権者（町長職務執行者）の職権により制定し、施行する
（地方自治法第15条第1項）

- 2 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの
 - (1) 町長職務執行者の専決処分による制定になじまないもの（議案提出権が長にない条例、各行政委員会の規則等）
 - (2) 新町発足時には必要がないが、合併後、逐次制定し、施行させる必要があるもの

- 3 一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの
新町の条例、規則等が制定されるまでの間の暫定措置として、従来その地域に施行されていた条例、規則等を新町の条例、規則として引き続き施行させる必要がある場合（地方自治法施行令第3条）

条例・規則の取り扱い資料



条例・規則の取り扱いについて(資料)

新設合併における関係市町村においては、市町村合併が行われた場合には、市町村の法人格が消滅するため、当該条例、規則等は失効することとなる。

この場合、合併市町村の長の職務執行者は、必要な事項について合併市町村の条例、規則等が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行されていた条例、規則等を合併市町村の条例、規則等として当該地域において引き続き施行することができる。(地方自治法施行令第3条)。

また、必要に応じて、合併市町村の長の職務執行者は、専決処分により新しい条例を制定施行することもできる。

合併市町村の発足の日に事務処理に不都合のないようにしなければならない。

【地方自治法】

(規則)

第15条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

普通地方公共団体の長は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の規則中に、規則に違反した者に対し、5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(長の専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の招集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

前二項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

【地方自治法施行令】

(長の職務を暫定的に行う者)

第1条の2 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者(地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であつた者を含む。)のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

前項の場合において協議が調わないときは、都道府県の設置にあつては総務大臣、市町村の設置にあつては都道府県知事は、同項に掲げる者のうちから当該普通地方公共団体の長の職務を行うべき者を定めなければならない。

第1項の場合において関係地方公共団体が一であるときは、関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者が当該普通地方公共団体の長の職務を行う。

(条例・規則の暫定的施行)

第3条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、第一条の二の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。